

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成17年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与… 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納税猶予…………… 贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件のもとに納税が猶予される。

3 贈与税の税率等(平成16年分)

(1) 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除の110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基礎控除後の 課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	225万円

(2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除…………… 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
 なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除…………… 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相続時精算課税…………… 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円に係る特別控除 (前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額)と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。
- (4) 相続時精算課税…………… 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件に係る住宅資金特別控除 (限度額1,000万円) (前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1,000万円から既に使用した額を控除した金額)と贈与を受けた住宅取得等資金の金額とのいずれか低い金額が控除される。

6-1 課税状況

(1) 課税状況(合計分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	実 12,431	70,514,224
配偶者控除額	556	6,421,836
基礎、特別控除額	12,503	47,314,079
基礎、特別控除後の課税価格	8,952	17,390,800
贈与税額	8,340	3,254,979
外国税額控除	—	—
外国税額控除後の額	実 8,340	3,254,979
納税猶予額	実 53	1,244,553
納付税額	実 8,287	2,010,426
災害減税法による免除税額	実 —	—
住宅取得資金等の贈与額	1,339	12,675,333

調査対象者等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

課税状況(暦年課税分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	9,357	31,414,019
配偶者控除額	556	6,421,836
基礎控除額	9,357	10,292,700
基礎控除後の課税価格	8,815	15,228,891
贈与税額	8,203	2,822,597
外国税額控除	—	—
外国税額控除後の額	8,203	2,822,597
住宅取得資金等の贈与額	663	3,367,066

課税状況(相続時精算課税分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	3,159	39,100,205
特別控除額	3,146	37,021,379
特別控除後の課税価格	141	2,161,909
贈与税額	141	432,382
外国税額控除	—	—
外国税額控除後の額	141	432,382
住宅取得資金等の贈与額	691	9,308,267

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
平成12年分	12,725	37,464,098	2,429,236
13	10,739	37,747,436	1,852,699
14	10,217	35,814,410	1,887,101
15	12,127	70,108,421	2,163,715
16	12,431	70,514,224	2,010,426

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

課税状況の累年比較(暦年課税分及び相続時精算課税分)

区 分	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
平成16年分	人 9,357	百万円 31,414,019	人 3,159	百万円 39,100,205

6 贈与税

(3) 申告及び処理の状況

区 分	取得財産価額		納付税額		
	人 員	金 額	人 員	金 額	
	人	千円	人	千円	
本 年 分	申告額	12,434	70,528,127	8,287	1,999,808
	修正申告による増差額	30	48,543	35	13,031
	更正による増差額	1	10,001	1	2,310
	更正等による減差額	20	△ 72,447	7	△ 4,724
	決定額	—	—	—	—
	計	実 12,431	70,514,224	実 8,287	2,010,426
過 年 分	申告額	310	1,172,736	293	179,264
	修正申告による増差額	20	22,508	17	2,735
	更正による増差額	1	10,767	1	4,022
	更正等による減差額	34	△ 40,499	33	△ 6,621
	決定額	3	44,112	3	15,485
	計	実 321	1,209,624	実 300	194,885
合 計	申告額	12,744	71,700,863	8,580	2,179,072
	修正申告による増差額	50	71,051	52	15,766
	更正による増差額	2	20,768	2	6,333
	更正等による減差額	54	△ 112,946	40	△ 11,344
	決定額	3	44,112	3	15,485
	計	実 12,752	71,723,848	実 8,587	2,205,311

調査対象等：「本年分」は平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成15年以前に贈与を受けた者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	12	374	92	5,453	—	—
過 年 分	5	746	188	15,893	—	—
合 計	17	1,119	280	21,346	—	—

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6-2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額(合計分)

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150万円以下	3,794	4,586,947	42,385
150万円 超	1,415	2,508,149	87,609
200万円 "	2,644	7,586,236	385,093
400万円 "	1,738	9,200,156	363,613
700万円 "	926	8,155,764	261,838
1,000万円 "	1,265	18,499,208	247,729
2,000万円 "	521	12,204,026	93,467
3,000万円 "	98	3,563,692	179,389
5,000万円 "	33	4,223,949	338,686
合 計	12,434	70,528,127	1,999,808

調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

人員、財産価額(暦年課税分及び相続時精算課税分)

取得財産価額階級	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
	人	千円	人	千円
150万円以下	3,773	4,558,234	60	63,621
150万円 超	1,343	2,382,033	79	138,825
200万円 "	2,321	6,622,288	350	1,050,800
400万円 "	1,210	6,288,357	543	2,988,658
700万円 "	284	2,388,852	642	5,769,935
1,000万円 "	302	4,309,830	962	14,192,288
2,000万円 "	102	2,214,475	419	9,975,724
3,000万円 "	7	231,810	87	3,195,066
5,000万円 "	14	2,406,003	19	1,751,328
合 計	9,356	31,401,882	3,161	39,126,245

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、財産価額(暦年課税分及び相続時精算課税分)

財産等の種類	暦年課税分		相続時精算課税分		
	人員	取得財産価額	人員	取得財産価額	
	人	千円	人	千円	
土地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	303	3,190,468	242	1,948,335
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	140	397,687	138	326,868
	宅地(借地権を含む。)	2,876	10,569,351	1,661	16,455,927
	山林	119	66,341	176	149,772
	その他の土地	207	401,160	107	590,449
	実 3,391	14,625,006	実 1,901	19,471,351	
家屋、構築物	家屋、構築物	1,011	2,021,875	705	1,886,973
	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1	70	2	24,328
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	—	—	1	4,406
	売掛金	—	—	—	—
	その他の財産	18	30,602	—	—
	実 19	30,672	実 3	28,734	
有価証券	株式及び出資	204	509,762	34	340,006
	公債及び社債	4	15,916	—	—
	投資・貸付信託受益証券	3	7,500	2	61,262
		実 1,886	4,884,128	実 77	1,589,766
現金、預貯金等	現金、預貯金等	3,410	8,761,146	1,148	15,748,426
	家庭用財産	—	—	—	—
その他の財産	生命保険金等	141	396,108	10	40,887
	立木の	23	11,125	78	56,585
	その他の	369	671,822	31	303,523
		実 532	1,079,055	実 119	400,995
合計	実 9,356	31,401,882	実 3,161	39,126,245	

調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

6-4 税務署別

税務署別の人員

区分	人員	区分	人員
徳島県	1,424	山治	2,073
鳴門	513	今	619
阿南	277	宇和島	244
川島	139	八幡	218
脇田	96	新居	295
池田	134	伊予西	229
徳島県計	2,583	大洲	177
高松	1,981	伊予三	327
丸亀	502	愛媛県計	4,182
坂出	551	高知	1,048
観音寺	322	安芸	104
長尾	294	南国	252
土庄	95	須崎	164
香川県計	3,745	中野	193
		伊野	160
		高知県計	1,921
		高知管	12,431

(注) この表は、6-1「課税状況」の「(1)課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」欄の「人員」を税務署別に示したものである。